

議案第 30 号

市川市税条例の一部改正について

市川市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 9 月 4 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市税条例の一部を改正する条例

市川市税条例（昭和 29 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

特定非営利活動法人ダイバーシテ ィ工房	市川市市川 1 丁目 9 番地 1 号 A K I O ビル 4 F
------------------------	---------------------------------------

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、令和 2 年 1 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表特定非営利活動法人ダイバーシティ工房の項の規定は、所得割の納税義務者が令和 2 年 1 月 1 日以後に支出する同項に掲げる特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人をいう。）に対する改正後の第 34 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金について適用する。

## 理 由

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人を加える必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。